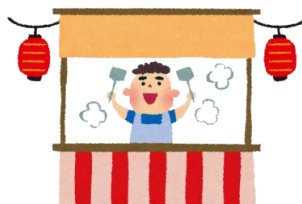


平成26年9月1日から施行！
イベント等で火気器具等を使用する場合、
消火器の準備と届出が義務付けられます！



Q. 対象となる催しは？

A. 地域のお祭り、花火大会、学園祭など不特定の来場者が多数集まる催し(屋外、屋内にかかわらず。)で、火気器具を使用する場合は対象となります。近親者のみのバーベキューや、幼稚園の餅つき会など関係者のみの参加となる場合は対象外ですが、出来るだけ水バケツ等の準備をお願いします。

Q. 火気器具とは？

A. 燃料の種類にかかわらず、コンロ・ストーブ・発電機・ホットプレート・電子レンジ・フライヤー・七輪・IHヒーター等が対象となります。

Q. 消火器の設置について

A. 火気器具を使用する店舗ごとに、消防検定協会マークが付いた業務用の10型消火器が必要です。住宅用消火器やエアゾール式消火用具は認められません。

[日本消防検定協会マーク]→



Q. 届出の対象について

A. 露店・屋台等の数が10店舗以上で、うち火気器具を使用する店舗が1店舗以上あれば消防署への届出が義務付けられます。「露店等の開設届出書」に会場図等の書類を添付し、イベントの3日前までに所轄の消防署へ2部提出してください。
【届出書は、粕屋南部消防組合消防本部ホームページからダウンロードできます。】

※周知期間設定のため、施行期日を変更しています。(旧は、平成26年7月31日施行)
なお、8月中に開催を予定されている多数の方が集まるイベントで、火を使用する器具を取り扱われる場合は、できるだけ消火器の準備をお願いいたします。



問い合わせ先
粕屋南部消防組合消防本部予防課指導係
TEL 092-935-6389

